

## 委員会提出議案第1号

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例  
について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及  
び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年6月28日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 辻 本 勉

## 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成18年橋本市条例第56号)の一部を次のように改正する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。  
(平成25年7月1日から平成26年3月31日までに支給する議員報酬の特例措置)
- 2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(以下「支給条例」という。)第2条に規定する議員報酬月額を支給に当たっては、議員報酬月額から、議員報酬月額に次に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

議長	100分の3
副議長	100分の3
議員	100分の3
- 3 特例期間においては、支給条例第2条第5項に規定する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、期末手当の額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 前2項の規定により議員報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。